

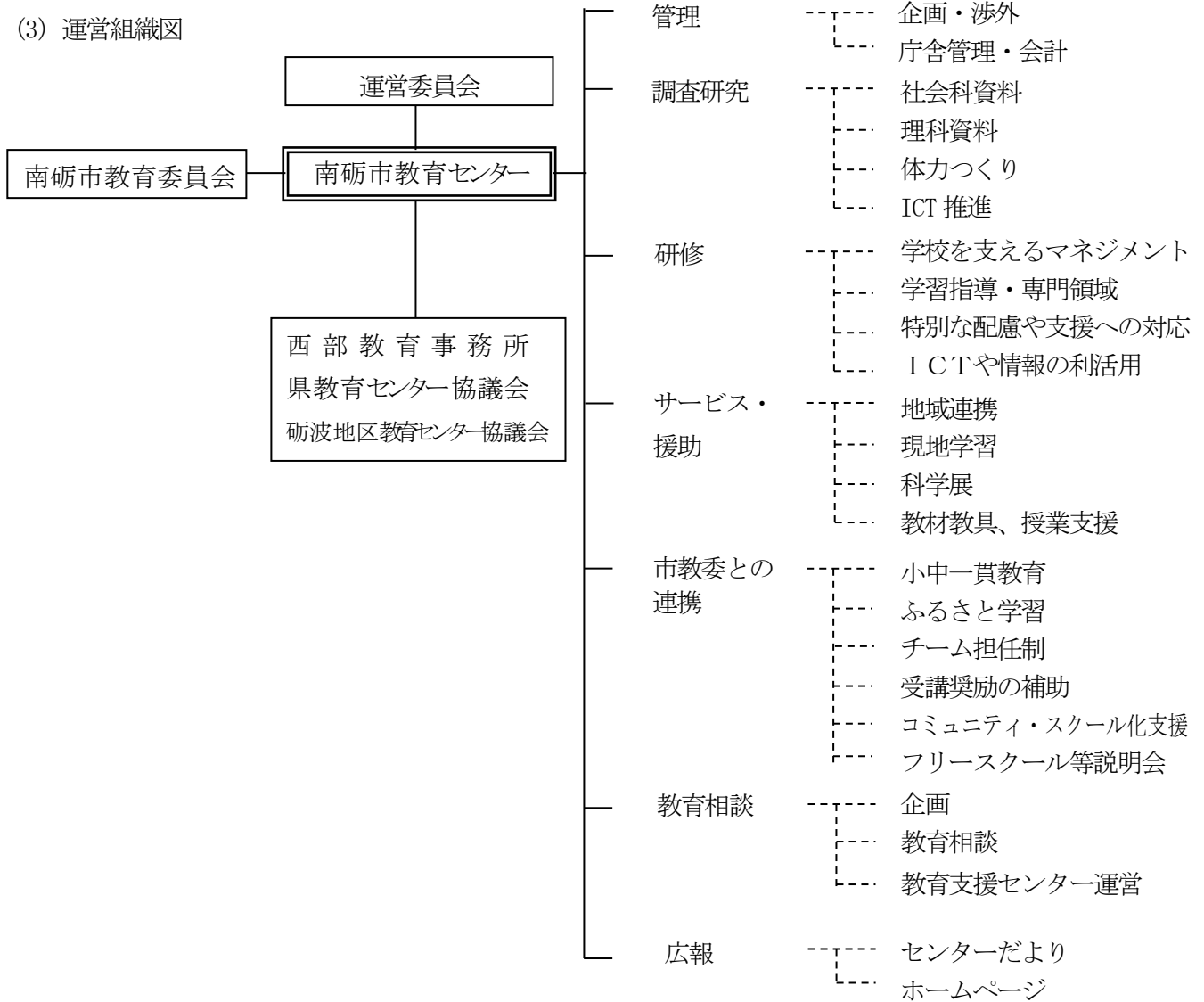
# 令和6年度 南砺市教育センター要覧

- 1 名称 南砺市教育センター
- 2 所在地 〒939-1692  
富山県南砺市荒木1550番地  
電話 0763-23-2031 相談専用 0763-52-6315  
IP電話 2940、2941、2942 FAX 0763-52-6350  
E-mail nanto-ec@tym.ed.jp
- 3 沿革
- 昭和37.1 福光町立理科教育センター設置  
38.4 福野町理科教育センター、平区域理科教育センター、利賀村理科教育センター設置  
39.4 井波町理科教育センター、城端町理科教育センター、井口村立理科教育センター設置  
42～平成5 各センターの名称を理科教育センターから教育センターに変更  
平成16.11.1 町村合併により7教育センターを廃止し、南砺市教育センターを井波小学校内に設置  
南砺市教育センター条例を定める。  
適応指導教室「いおう教室」が教育センターの所管となる。  
平成17.4.1 南砺市教育センターを南砺市役所井波庁舎内に移転  
ホームページ開設  
平成18.4.1 南砺市適応指導教室設置要綱を定める。  
平成20.4.1 スクールソーシャルワーカー事業を国庫補助で行う。  
平成21.4.1 スクールソーシャルワーカー事業を南砺市単独の事業として行う。  
平成26.4.1 特別支援コーディネーター事業を南砺市単独の事業として行う。  
令和 2.7.1 南砺市役所庁舎統合にともない、南砺市教育センターを南砺市役所別館内に移転  
令和 3.4.1 市教委との連携事業として、小中一貫教育・ふるさと学習・チーム担任制を行う。  
令和 5.4.1 適応指導教室「いおう教室」から、教育支援センター「いおう教室」に名称を変更する。
- 4 運営方針
- (1) 南砺市学校教育発展のための研究・研修を行う。  
(2) 市内幼・保・小・中・義務教育学校の教育活動実践の充実に寄与する。
- 5 運営の重点
- (1) 年齢層に応じた教職員の指導力向上を目指した現職研修を推進する。また、県総合教育センターとの連携や砺波地区教育センター協議会との協業による研修を推進する。  
(2) 不登校及び学校不適応等の特別な支援を必要とする児童生徒の支援や教育相談の充実を図る。  
(3) 学習指導の改善に資するための資料や授業支援、情報提供等の援助活動を推進する。  
(4) 委員会が中心になり、教材・資料等の開発に努め、教育現場での活用に資する。
- 6 運営組織
- (1) 所員
- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 所長              | 竹田 千春            |
| 指導主事            | 塚田 香織            |
| 助手              | 高田 美由紀           |
| 教育指導員（教育支援センター） | 松村 朝美 中山 登 大浦 香代 |
|                 | 清玄寺 真佐子 西村 美勝    |
| スクールソーシャルワーカー   | 島田 博英 吉田 美司子     |
| 特別支援教育コーディネーター  | 島田 博英 岡崎 優子      |
| ITCE            | 林 秀次             |

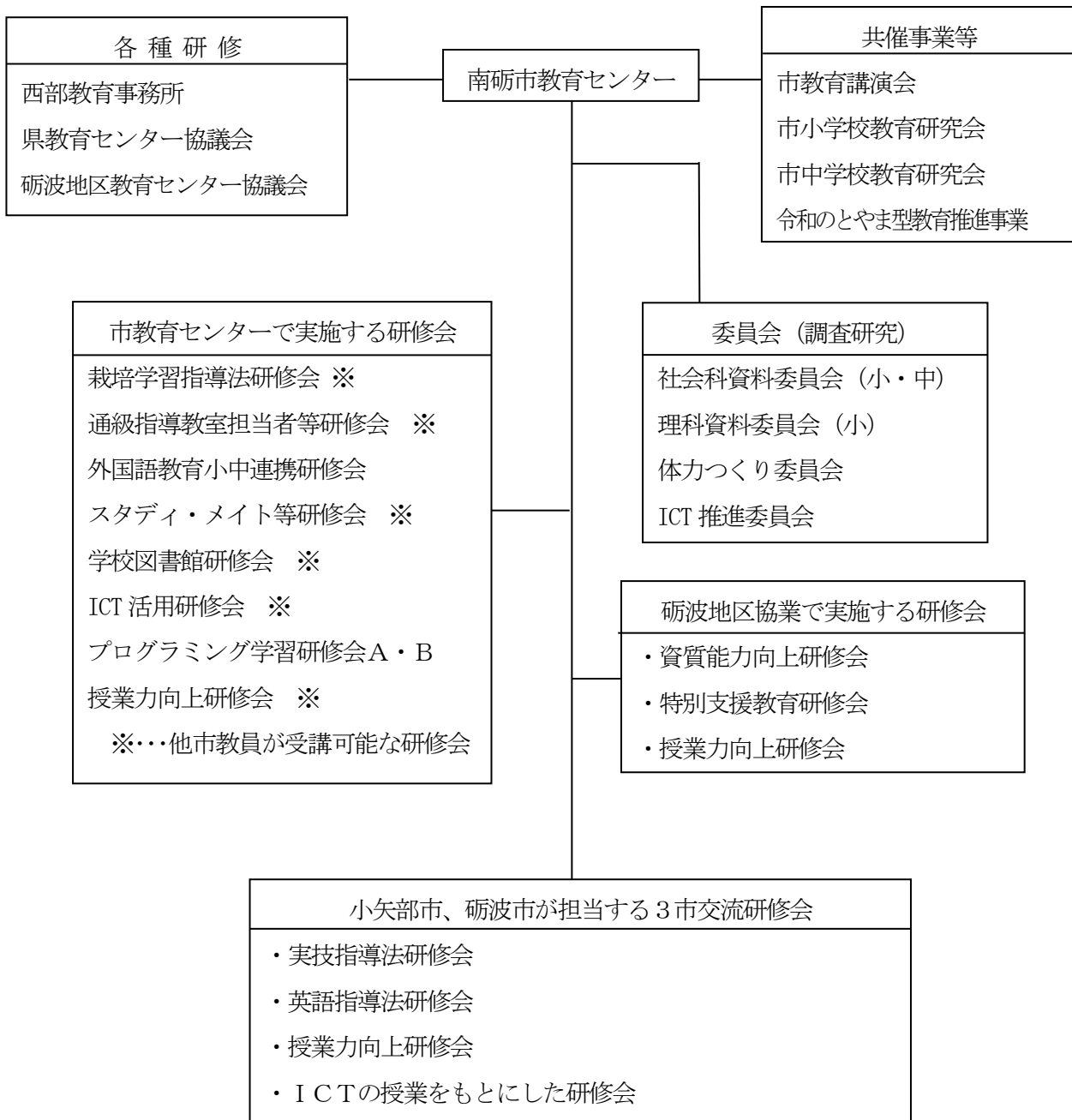
(2) 運営委員

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 松本 謙一 (教育長)         | 氏家 智伸 (教育部長)        |
| 上野 容男 (教育総務課長)      | 山本 佳和 (教育総務課 副参事)   |
| 金谷 諭 (教育総務課 副参事)    |                     |
| 高田 公美 (市小学校長会長)     | 藪口 義裕 (市中学校長会長)     |
| 中町 寿子 (市小学校教育研究会会長) | 酒井由美子 (市中学校教育研究会会長) |
| 松井 昌美 (市小学校教頭会長)    | 大坪 建 (市中学校教頭会長)     |
| 竹田 千春 (教育センター所長)    |                     |

(3) 運営組織図



## 8 研修組織



## 11 事業概要

### (1) 調査研究事業

番号	事業名	回数	期 日	内 容
1	社会科資料	2回	6月～9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校社会科資料「身近な地域の学習－歴史編－」改訂、印刷 3年分 1,150 冊</li> <li>・ 中学校「南砺市地区」改訂、印刷 3年分 1,400 部</li> <li>・ 構成員：委員長 1、委員 4</li> </ul>
2	理科資料	2回	6月～9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校 6 学年理科資料「大地のつくり」改訂印刷 3年分 1,160 冊</li> <li>・ 構成員：委員長 1、委員 4</li> </ul>
3	体力づくり	1回	5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新体力テストの調査協力、体力づくり対策推進について、中学校校区での課題に対する取組を確認するとともに、今後の3年間の見通しをもつ。</li> <li>※ 体力調査報告書はセンターで作成する。</li> <li>・ 構成員：委員長 1、委員 9（含 派遣スポーツ主事）</li> </ul>
4	ICT 推進	3回	6月～2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達段階に応じた情報活用能力の指標の作成</li> <li>・ デジタル・シティズンシップ教育の情報提供</li> <li>・ 遠隔協働学習に関わる取組の事例収集</li> <li>・ 構成員：委員長 1、副委員長 1、委員 14（含 ITCE）</li> </ul>

## (2) 研修事業 (協)：地区教育センター協業研修

★：南砺市・小矢部市・砺波市の教員が参加可能な3市交流研修会

番号	事業名	対 象	実施日時	内 容
1 ★ 新規	栽培学習指導法研修会	地区保・認・幼・小・義務教育学校教職員	4月10日(水) 15:30～16:30	<b>栽培学習を通して、何を子供の学びとして指導するのか</b> 講師：富山大学 名誉教授 南砺市教育委員会 教育長 松本 謙一 先生 会場：城端小学校
2 ★	通級指導教室担当者等研修会	地区学校通級指導教室担当者、及び希望者	5月8日(水) 14:30～16:30	<b>通級指導教室の指導の実際と子供への対応(仮)</b> 講師：富山大学大学院教職実践開発研究科 教授 石津 憲一郎 先生 会場：南砺市役所大ホール
3 新規	外国語教育小中連携研修会 (2回開催)	市内小・義英語専科教員1名、及び市内中・義英語教員各校1名	①5月1日(水) 14:00～16:30 ②2月中旬 14:00～16:30	<b>小中連携における英語の授業の在り方と情報交換</b> 講師：①②西部教育事務所 主任指導主事 宮城 渉 先生 会場：①②南砺市役所大ホール
4 新規	特別支援教育コーディネーター研修会 (2回開催)	市内小・中・義特支コ【悉皆】	①6月3日(月) 14:00～16:30 ②11月15日(金) 14:00～16:30	<b>特別支援教育コーディネーターの資質向上を目指して</b> 講師：①②県総合教育センター教育相談部 指導主事 西部教育事務所 研究主事 ①植野 雄太 先生 ②坊 裕美 先生 特別支援教育指導員 となみ総合支援学校 特支コ 会場：①②南砺市役所大ホール
5 ★	スタディ・メイト等研修会	地区小・中・義務教育学校スタディ・メイト、適応指導員、及び希望者	6月25日(火) 14:00～15:30	<b>特別な支援を必要とする子供への対応(仮)</b> 講師：富山県総合教育センター教育相談部 指導主事 会場：南砺市地域包括ケアセンター
6 ★	学校図書館研修会	地区学校司書助手、市内図書館職員、及び希望者	7月10日(水) 14:30～16:30	<b>小・中学校と市立図書館 それぞれの取組もう一步先の学校図書館の姿</b> 講師：南砺市立中央図書館 司書 大谷 聖枝 先生 会場：南砺つばき学舎ランチルーム
7 (協)	特別支援教育研修会【協業研修】 (兼)特別支援教育コーディネーター研修会 担当：砺波市	地区小・中・義特支コ【悉皆】 地区小・中・義教職員	7月25日(木) 14:00～16:30	<b>特別な支援を必要とする児童生徒への適切な支援の在り方</b> 講師：富山県発達障害者支援センター 「ほっぷ」より招聘 会場：砺波市立砺波北部小学校
8 ★	実技指導法研修会 (図画工作科) 担当：砺波市	地区保・認・幼・小・中・義務教育学校教職員	7月30日(火) 14:00～16:30	<b>子供たちが主体的に作品づくりに取り組む授業(仮)(実技)</b> 講師：富山大学教育学部 非常勤講師 小野 美恵子 先生 会場：砺波市立庄川小学校

9 ★	ICT活用研修会 (オンライン研修)	市内 ICT 活用推進委員【悉皆】、 希望者 地区小・中・義務 教職員	7月29日(月) 10:00~12:00	<b>コンピュータ1人1台時代の善き使い手を めざす学び(仮)</b> 講師：一般社団法人 メディア教育研究室 代表理事 今度 珠美 先生 会場：各学校
10 ★	英語指導法研修会 担当：砺波市	地区小・中・義務 教育学校教 職員	7月29日(月) 14:00~16:30	<b>学習者用デジタル教科書を活用した英語の 授業づくり</b> 講師：放送大学 特任教授 佐藤 幸江 先生 会場：砺波市立砺波東部小学校
11	プログラミング学 習研修会A	市内小・義務教 育学校5年算 数科担当教職 員【悉皆】及び 希望者	8月1日(木) 14:00~16:30	<b>5年算数科「多角形」でのスクラッチ教材 指導法</b> 講師：南砺市教育センター ITCE 林 秀次 先生 会場：未定(市内小学校)
12	プログラミング学 習研修会B	市内小・義務教 育学校6年理 科担当教職員 【悉皆】及び希 望者	8月2日(金) 9:00~11:30	<b>6年理科「電気のはたらき」でのマイクロ ビット教材指導法</b> 講師：南砺市教育センター ITCE 林 秀次 先生 会場：未定(市内小学校)
13 (協)	資質能力向上研修 会 (傾聴力研修) 【協業研修】 担当：小矢部市	地区小・中・義務 教育学校教 職員	8月2日(金) 14:00~16:30	<b>「子供の話を聞く力を身に付けるために」 (仮)</b> 講師：株式会社よしともコミュニケーションズ 代表取締役社長 高澤 由美 先生 会場：小矢部市民交流プラザ
14 (協)	授業力向上研修会 【協業研修】 担当：南砺市	地区小・中・義務 教育学校教 職員	8月5日(月) 14:30~16:30	<b>1人1台端末を活用した個別最適で協働的 な授業づくり(仮)</b> 講師：京都教育大学 講師 大久保 紀一朗 先生 会場：南砺市地域包括ケアセンター
15	南砺市教育講演会	市内小・中・義務 教育学校教 職員【悉皆】	8月9日(金) 14:00~16:30	<b>未定</b> 講師：南砺市教育委員会 教育長 松本 謙一 先生 会場：井波総合文化センター
16 白表紙 研修	理科教育講座(自然 観察)中級コース1 日【連携研修事業】	県内小・中・義務 教育学校教 職員希望者	8月20日(火) 9:30~16:30	<b>理科教育講座(自然観察)中級コース</b> 講師：県総合教育センター科学情報部 会場：砺波市内
17 ★	授業力向上研修会 担当：小矢部市	地区小・中・義務 教育学校教 職員	8月20日(火) 8:30~12:00	<b>小矢部市三大ふるさと教育に関する史跡文 化財等の見学</b> 講師：富山県文化財保護指導委員 山本 善継 先生 会場：小矢部市内
18 ★	ICTの授業をも とにした研修会 担当：小矢部市	地区小・中・義務 教育学校教 職員	11月と1月 2回実施	<b>ICTを活用した授業研究及び指導助言、 講話</b> 講師：愛知県春日井市より招聘 会場：小矢部市民交流プラザ

19	令和のとやま型教育推進事業 【市教委共催】	市内小・中・義務教育学校教職員	5月～2月	福野小、福光中部小 城端中、平中
20 ★	授業力向上研修会 (ステップアップ研修)	市内小・中・義務教育学校7～9年次教職員、教務主任又は研究主任及び地区教職員	5～1月 ※希望日から調整	<b>事前・事後研修会と公開授業を通して、授業力向上を目指す(7～9年次教職員等)授業の見方を鍛える(教務・研究主任等)</b> 講師：南砺市教育委員会 教育長 松本 謙一 先生 会場：市内各小・中・義務教育学校
21	国内長期研修	推薦	3か月以内	福光中部小 犀川 雄創 教諭 福光中 萩原 至道 教諭
22	国内短期研修	推薦	2泊3日まで	市内小・中・義務教育学校教職員 15名

(3) サービス・援助事業

No.	項目	対象	期日	内容
1	南砺市地域連携教育事業	小・中・義務教育学校	随時	・特別支援学級合同学習
2	校外学習	小・中・義務教育学校	随時	・バス借り上げ ・見学場所の調整
3	科学展覧会	小・中・義務教育学校	準備・審査会 9月13日(金) 表彰式 15日(日) 展示会 14日(土) ～15日(日) 搬出 18日(水)朝	・市科学展覧会の開催 会場：井波総合文化センター ・県科学展覧会への出展
4	教材・備品貸出	小・中・義務教育学校関係機関	随時	・教材・図書の貸出 ・マイクロビット教材の貸出(6年理科で活用可) ・小学校外国語活動用資料等の貸出 ・AEDの利用申込
5	センターだより	小・中・義務教育学校関係機関	随時	・「教育センターだより」の発行(年3回) ・ホームページの更新(随時)
6	教材・教具斡旋・紹介	小・中・義務教育学校	随時	・ヒメダカの斡旋(5月) ・研修会資料等の紹介
7	教材支援事業	小・中・義務教育学校	随時	・教材作成・援助(教材づくり等)
8	月行事予定の作成	小・中・義務教育学校関係機関	毎月	・市内小中学校の行事予定のとりまとめ (共有フォルダへの書き込み毎月20日)
9	研修申込・調査等の集計	小・中・義務教育学校	随時	・県教委、教育センター等の研修申込申請のとりまとめと受講結果の送信 ・依頼調査等の集計

10	ふるさと学習 情報交換会	小・中・義務教育 学校総合的な学 習の時間の担当 者、またはそれ に準ずる教職員	①5月2日(木) 15:00~16:30 ②2月中 15:00~16:30	<b>小中一貫ふるさと学習の推進</b> ①ふるさと学習についての情報交換 ②今年度の振り返りと来年度の計画 会場:①②南砺市役所大ホール
11	NYT道場 (若手教師道場)	保・こども園・ 小・中・義務教育 学校6年次まで の教職員	6月~11月 年間3回実施予定	・NYT運営委員への支援
12	ICT サポートプロ ジェクト (R5~7年度の 2/3年目)	①小・中・義務教 育学校各校の3 分の1程度の教 職員 ②③小・中・義務 教育学校教職員 ④ICT推進委員 ⑤小・中・義務教 育学校新規採用 教諭	5月~1月	①教職員がR5~7年度の3年間で1回 はICTを活用した授業を公開し、そのサ ポートを行う。 ・ITCEの授業参観と支援 ・効果的なICT活用についての助言 ②各校から要請を受けての授業支援 (TTとして支援、情報提供等) ③各校から要請を受けての校内研修支 援 ④ICT推進委員への情報提供や支援 ⑤指導者用タブレット端末の効果的な利 活用の研修支援

#### (4) 市教育委員会との連携事業

番号	項目	対象	期日	内容
1	小中一貫教育の推 進	小・中・義務 教育学校	R7.2.28(金)まで にデータで報告	・各中学校区の「小中一貫教育取組状況」の 報告の集約
2	「ふるさと学習」 の推進	小・中・義務 教育学校	①5月中 ②2月中	・「ふるさと学習情報交換会」の企画、運営
3	「チーム担任制」 の推進	小・中・義務 教育学校	・資料送付4月 ・取組状況アンケ ート1月	・新任者等に「チーム担任制」に係る資料送付 ・取組状況アンケートの作成と報告
4	「履歴を活用した 対話に基づく受講 奨励」の補助	小・中・義務 教育学校	4月上旬	・受講奨励のための補助資料「令和6年度 南砺 市教育センター研修一覧」、「教職員研修(白表 紙研修)」と「資質向上のための指標」との関連 の作成・送付
5	コミュニティ・ス クール設置に向け た支援	小・中・義務 教育学校	随時	・小・中学校長会と連携して、コミュニティ・ス クール設置に向けた研修の支援
6	フリースクール等 説明会	小・中・義務 教育学校	6月5日(水) 15:00~ 福野市民センター	・市内及び近隣のフリースクール等が、各自の施 設の運営方針や事業内容を説明する場の設定 と企画・運営



(5) 教育相談事業

番号	項目	期 日	内 容
1	教育相談	随時	<b>○相談・悩み相談、関係機関との連携</b> 南砺市教育センター（南砺市役所別館4階） 相談専用電話 0763-52-6315 教育支援センター（福光青少年センター3階） 相談専用電話 0763-52-5593
2	クローバー相談会 <子育て全般に 関する相談>	毎回 10:00～15:00  ①5月4日(土)      ⑤11月9日(土) ②6月8日(土)      ⑥12月7日(土) ③7月6日(土)      ⑦1月25日(土) ④9月7日(土)      ⑧3月1日(土)	<b>○保護者向け子育て相談</b> 助言者：公認心理師・臨床心理士 大浦 暢子 先生 会 場：福野文化創造センター ①②⑤⑦ 福光福祉会館 ③④⑥⑧
3	教育支援センター 「いおう教室」	随時	<b>○不登校児童生徒への支援・指導</b> 場所：南砺市福光 1137-2 福光青少年センター3階 時間：月曜日から金曜日まで 9:00～15:00 長期休業中は、学校に準ずる。
4	スクールソーシャルワ ーカー活用事業	随時	<b>○問題を抱える児童生徒への早期対応</b> ① 小・中・義務教育学校支援 （ケース会議、担任支援、児童生徒観察等） ② 家庭訪問 ③ 保護者を交えた関係者会議 ④ 保護者面談 ⑤ 児童生徒支援・面談 ⑥ 関係機関との連携 ⑦ 保護者との電話相談（メールを含む）
5	特別支援教育コーディネ ーター活用事業	随時	<b>○特別な支援を必要とする児童生徒への対応</b> ① 小・中・義務教育学校支援 （ケース会議、担任支援、児童生徒観察等） ② 保護者を交えた関係者会議 ③ 保護者面談 ④ 児童生徒支援・面談 ⑤ 関係機関との連携 ⑥ 保護者との電話相談（メールを含む）

施設案内図



## ○南砺市教育センター条例

平成 16 年 11 月 1 日  
条例第 88 号

(設置)

第 1 条 市の教育の振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条の規定に基づき、教育センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 南砺市教育センター
- (2) 位置 南砺市荒木 1550 番地

(事業)

第 3 条 南砺市教育センター(以下「教育センター」という。)は、市教育の振興を図るため、次の事業を行う。

- (1) 教育関係職員の研修に関する事。
- (2) 教材及び資料の作成及び配布に関する事。
- (3) 学習指導の研究、指導及び援助に関する事。
- (4) 教育の理論及び実践に係る調査及び研究に関する事。
- (5) 教科書研究に関する事。
- (6) 生徒指導の充実強化に関する事。
- (7) 教育相談に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(職員)

第 4 条 教育センターに所長及び必要な職員を置く。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 30 日条例第 13 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 19 日条例第 3 号)抄

この条例は、南砺市役所の位置を変更する条例(平成 30 年南砺市条例第 34 号)の施行の日(令和 2 年 7 月 1 日)から施行する。

## ○南砺市教育センター条例施行規則

平成 16 年 11 月 1 日  
教育委員会規則第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南砺市教育センター条例(平成 16 年南砺市条例第 88 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営委員会)

第 2 条 南砺市教育センター運営のため、運営委員会を置く。

2 運営委員は次に掲げる者のうちから南砺市教育委員会が委嘱する。

- (1) 所管に属する学校職員
- (2) 教育委員会事務局職員
- (3) 教育研究団体に所属する者
- (4) 学識経験者

3 任期は、1 年とする。

(会議)

第 3 条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は委員会を開催するときは、あらかじめ日時、議題等を、委員に通知する。

(庶務)

第 4 条 委員会の庶務は、教育センターにおいて処理する。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 2 条の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日までとする。

## ○南砺市教育支援センター設置要綱

令和5年3月15日  
教育委員会告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっている児童生徒(以下「不登校児童生徒」という。)に対し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談及び指導を行い、その社会的自立に資するため、南砺市教育支援センター(以下「センター」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 いおう教室
- (2) 位置 南砺市福光 1137 番地(福光青少年センター内)

(所管)

第3条 センターの所管は、南砺市教育センター(以下「教育センター」という。)とし、センターの代表者は、南砺市教育センター所長(以下「所長」という。)とする。

(対象者)

第4条 センターに入級できる者は、南砺市立の小中学校及び義務教育学校に在籍する不登校児童生徒とする。

2 前項に規定するもののほか、南砺市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める者も対象とする。

(指導者)

第5条 センターに教育指導員(以下「指導員」という。)を置く。

2 指導員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教員経験を有する者
- (2) 教育委員会が適当と認める者

3 指導員は、不登校児童生徒の在籍校及び関係機関と連携してセンターの運営にあたる。

4 指導員は、不登校児童生徒の学校復帰後も、必要に応じて継続的に支援を行う。

5 指導員は、所長が必要と認める会議に出席し、必要に応じて運営状況を報告するものとする。

(開設日及び時間)

第6条 センターの開設日及び時間は、次のとおりとする。ただし、所長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 開設日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、南砺市立学校管理規則(平成16年南砺市教育委員会規則第10号)に規定する休業日は、開設しないものとする。
- (2) 開設時間は、午前9時から午後3時までとする。

(事業内容)

第7条 センターは、南砺市立の小中学校及び義務教育学校の生徒指導主事、スクールカウンセラー(以下「SC」という。)、スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)、南砺市教育センターのSSW、特別支援教育コーディネーター等と連携し、次に掲げる事業を行う。

- (1) 不登校児童生徒の教育相談に関すること。
- (2) 社会的自立を図るための指導及び援助に関すること。
- (3) 不登校児童生徒に関する情報収集及び調査研究に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(運営委員会)

第8条 前条の事業の具体的な実施運営に関する事項は、南砺市教育センター運営委員会(南砺市教育センターの運営、事業計画、その他必要な事項について協議する委員会、所管に属する学校職員、教育委員会事務局職員、教育研究団体に所属する者、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者をもって構成するものをいう。)において定期的に協議する。

(入級又は退級の申請)

第9条 センターへの入級又は退級を希望する不登校児童生徒の保護者は、教育支援センター入級・退級申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を在籍校の学校長(以下「学校長」という。)に提出するものとする。

2 学校長は、申請書が提出されたときは、教育支援センター入級・退級申請報告書(様式第2号。以下「報告書」という。)に当該申請書を添えて所長に提出するものとする。

3 不登校児童生徒が複数年度にわたり入級する場合は、毎年度、入級の申請を行うものとする。  
(入級又は退級の決定)

第10条 所長は、報告書の提出があったときは、その内容を審査し、その審査の結果、入級又は退級が必要と認められるときは、教育支援センター入級・退級承認書(様式第3号)により学校長に通知し、及び教育支援センター入級・退級承認通知書(様式第4号)により学校長を経由して保護者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(南砺市適応指導教室設置要綱の廃止)

2 南砺市適応指導教室設置要綱(平成18年南砺市教育委員会告示第6号)は、廃止する。